

図 8. 事例数の年間変動

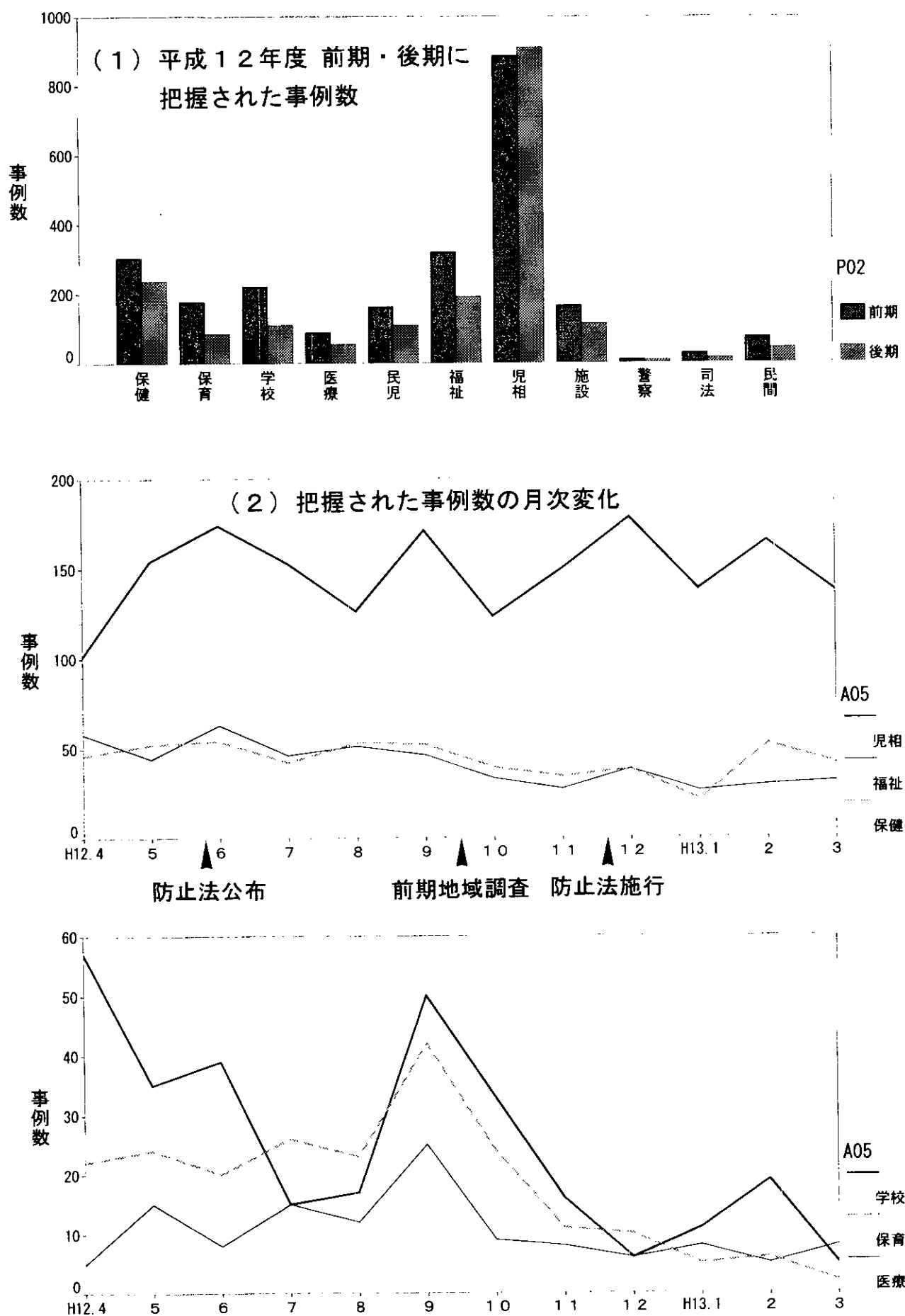


表 5. 機関連携の進展

(1) 他機関からの紹介で把握された事例数

数値の左：前半年 右：後半年 ●：後半年の増加傾向

調査対象機関	紹介元機関												
	保健	保育	厚生	学校	医療	民児	福祉	児相	施設	警察	司法	民間	
保健	16 21●	21 10	1 0	8 14●	25 20	3 17●	32 20	42 38	0 2	1 1	0 0	0 5●	
保育	5 9●	2 2	1 0	0 2	1 0	6 0	5 4	9 9	1 0	0 1	0 0	0 1	
学校	2 5●	3 1	1 0	7 2	1 0	6 1	5 2	28 12	1 0	4 2	0 0	0 1	
医療	3 2	0 0	0 0	3 0	12 4	0 0	0 0	10 11	1 2	3 1	0 0	1 0	
民児	6 9●	5 8	0 0	41 31	1 2	7 4	10 15●	21 18	0 1	0 4●	0 0	2 0	
福祉	9 11	19 15	1 2	45 32	7 4	22 22	24 4	24 16	1 3	8 2	2 0	4 0	
児相	42 60●	43 44	7 1	137 162●	31 51●	27 26	129 156●	11 18●	12 8	63 50	3 5	20 15	
施設	2 2	0 1	0 1	7 8	4 1	1 1	8 8	89 63	2 7●	0 2	0 0	1 0	
警察	0 0	0 0	0 0	0 0	2 3	0 0	0 0	2 1	0 0	0 0	0 0	0 0	
司法	0 0	0 0	0 0	2 0	1 1	0 0	0 0	1 0	1 1	2 1	2 1	1 0	
民間団体	0 1	0 1	0 0	1 1	1 0	0 1	0 1	0 1	0 0	0 1	0 0	0 1	
全体	85 120●	93 82	11 4	251 252	86 86	72 72	213 210	237 187	19 24	81 65	7 6	29 23	

(2) 各機関との連携対応がなされた事例の率 (%)

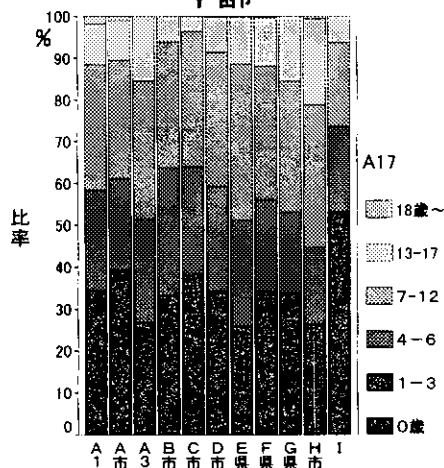
数値の左：前半年 右：後半年 ●：後半年の増加傾向

調査対象機関	連携先機関												
	保健	保育	厚生	学校	医療	民児	福祉	児相	施設	警察	司法	民間	
保健	- 24	24 23	2 1	16 22●	30 23	16 26●	36 42●	51 62●	4 11●	5 7	0 0	4 5	
保育	27 32●	- 0	1 0	6 9	7 11●	20 21	39 44●	33 38●	4 6	3 1	0 0	6 5	
学校	7 9	6 3	- -	- -	6 13●	35 34	24 28	67 66	5 0	16 14	1 1	1 3	
医療	20 30●	10 2	0 0	11 9	- 9	0 2	11 7	44 46	8 6	10 7	3 0	8 2	
民児	23 27	17 22●	6 1	63 61	7 10	- -	44 39	60 62	4 4	14 12	1 0	3 3	
福祉	32 30	18 15	2 2	44 44	8 9	36 30	- -	69 62	13 5	14 8	1 0	5 3	
児相	32 26	20 19	2 1	57 48	13 13	33 26	53 51	- -	14 7	18 9	2 2	4 1	
施設	6 13●	3 4	1 3	39 30	16 20	2 12●	27 22	82 80	- -	6 4	1 0	4 2	
警察	0 0	0 0	0 0	10 13	30 0	0 0	10 0	60 63	0 0	- -	0 0	10 0	
司法	11 0	7 0	7 0	14 0	14 29●	14 0	32 0	46 21	11 7	32 7	- -	0 0	
民間団体	6 17●	3 12●	4 0	15 5	19 0	3 0	6 2	16 2	1 0	3 2	12 0	- -	
全体	24 24	16 16	2 1	41 39	14 14	25 24	40 42	57 59	9 6	13 9	2 1	4 2	

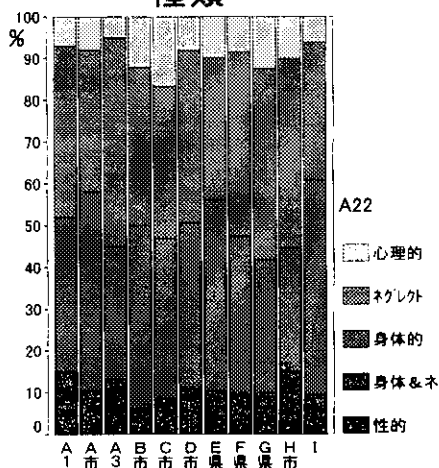
表6. 地域比較

	A1	A2市	A3	B市	C市	D市	E県	F県	G県	H市	I地域	計
	市・町	政令	4市	中核	中核	政令	県	県	県	政令市	市・郡	
							含・政令	含・政令	含・中核			
報告数 全機関	115	631	104	74	144	701	655	1028	286	503	69	4310
児童相談所	66	137	33	36	45	363	294	518	104	174	26	1796
率(%)	57.4	21.7	31.7	48.6	31.3	51.8	44.9	50.4	36.4	34.6	37.7	41.7
発生率 (0-17歳1000人対)												
全機関例	1.86	2.03	1.54	1.31	2.15	1.92	1.88	1.01	1.44	2.90	1.47	1.59
児童相談所例	1.07	0.44	0.53	0.59	0.67	0.99	0.85	0.51	0.52	1.00	0.55	0.66
児相との連携率(%)	83.7	43.9	57.7	63.2	54.5	63.6	65.9	61.0	48.4	61.4	44.2	57.7

図9. 地域比較
年齢



種類



虐待者

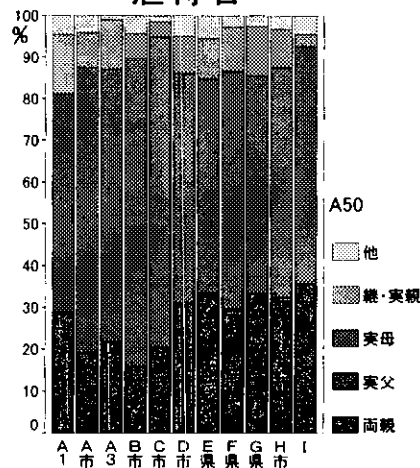
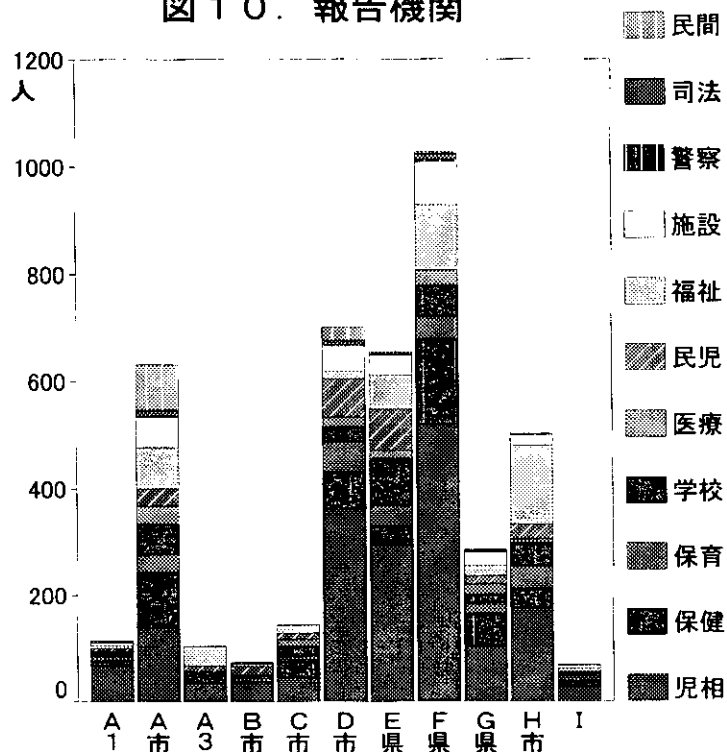
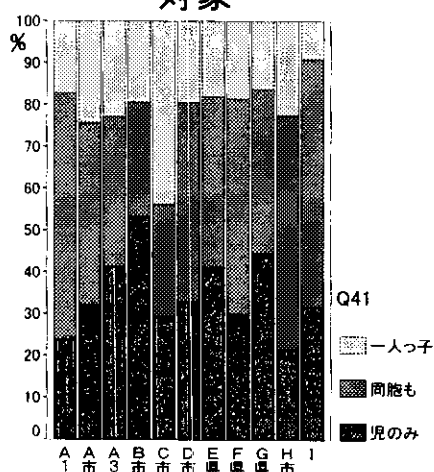


図10. 報告機関



対象



平成13年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待および対策の実態把握に関する研究（主任研究者：小林 登）
地域調査：和歌山県での調査研究の報告
小池通夫、柳川敏彦、北野尚美 和歌山子どもの虐待防止協会

研究要旨 和歌山県下全域において、Ⅰ．家庭内の児童虐待事例調査およびⅡ．各機関における児童虐待対策に関する調査を行った。調査期間は平成12年4月～9月（前期）と10月～13年3月（後期）で、対象は和歌山県下の31種類1,840機関で、調査票の回収率は平均47%であった。児童虐待防止法の定義で認定された家庭内虐待、その疑い、および虐待に類する行為については、319例（重複を除いた実数269例）が報告された。1年間の発生数は合計1.39/1000人（うち虐待は0.84/1000人）であった。同県での児童相談所、保健所、病院3機関における過去4年間の年間虐待発生数は0.21/1000人で、今回の悉皆調査は約6倍の発生数となった。児童相談所の関与は48%であった。被虐待児の年齢は6歳以上が57%を占めた。養育の怠慢・拒否が52%で報告され、性的虐待は6例だった。

児童虐待に対する機関の取り組みは、児童相談所、保健所、民間団体は具体例の経験も多く、啓発・研修活動に先導的である。その他の機関は事例経験の有無によっても取り組みはさまざまであり、現状の子育て支援や親子関係の対策の中での取り組みがみられた。虐待に焦点をあてた具体的な対策は模索中であり、機関や地域の特徴をふまえたシステムの構築が求められている。

I. 和歌山県下の家庭内の児童虐待事例調査

A. 研究目的

和歌山県における児童虐待の全体像と各機関が遭遇する虐待像と対応の実状を把握する。

B. 研究方法

調査期間、虐待の定義と種類、調査内容は全国調査に準じた。県下の子どもに関わるすべての機関で、31種類1840機関を対象とし、前期（平成12年4月1日から9月30日）と後期（10月1日から13年3月31日）に分け、家庭内で保護者等が、18歳未満の児童に対して行った虐待および虐待の疑い、ならびに虐待に類する行為の事例として、新たに関係した、または新たに事実が判明した事例を対象とした。虐待の定義と種類は、平成12年5月に公布された児童虐待防止法に基づき、調査表は郵送で各機関毎に送付し、事務局宛に郵送で回収した。

C. 研究結果

1. 調査概要

1) 回収率：1840機関中、前期は854機関（事

例あり49機関、事例なし805機関）で、回収率は46%であった。後期は853機関（事例あり67機関、事例なし786機関）で、回収率は47%であった。（表1）

2) 報告事例数：前期は49施設から虐待、疑いおよび類する行為が166件報告され、他機関との重複を除いた131件が実数と考えられた。後期は67機関から虐待、疑いおよび類する行為が153件報告され、他機関との重複を除いた138件が実数と考えられた。これは17歳未満人口比（平成10年） $269/193766=1.39/1000$ 人/年である。なお、前期と後期で大差なく、この269例を全体として検討した。

虐待、虐待疑い、および類する行為はそれぞれ162例、93例、14例で、1年間の虐待発生は0.84/1000人である。和歌山県において1993年から県下の児童相談所、保健所、病院における虐待発生の実態調査を行っているが、1995年から1998年の4年間での年間虐待発生数は0.21/1000人であり、今回の悉皆調査では約4

倍の事例が把握された。

なお、今回の調査では虐待と虐待疑いの定義は明らかでなく、報告者の主観によるため、今後の検討では両者を区別せずに、269例を全体として解析した。

3) 性別、年齢：269例のうち男127例、女130例、記載なし12例で男女差はなかった。年齢は0～2歳57例(21%)、3～5歳50例(19%)、6～11歳99例(37%)、12歳以上54例(20%)、不明9例であった。(表2)

4) 機関別：269例中、①児童相談所128例②保健所・保健センター56例③福祉事務所25例の順である。学校・教育からは、小学校19、養護学校6、中学校3の計28例が報告されたが、幼稚園からの報告はなかった。一方、保育所は認可保育所16、認可外1、へき地1の計18例が報告された。民生委員・児童委員から16例、病院小児科から15例であった。(表1)

5) 虐待の種類：虐待群、疑い群ともに、養育の怠慢・拒否>身体的虐待>心理的虐待の順で事例報告が多かく、52例(19%)で虐待の種類が複数合併して報告された。269例中、養育怠慢・拒否は139例で、身体的虐待は100例で、心理的虐待は60例で報告された。(表3)

6) 機関が虐待を把握した時の児の状態：269例について、児の状態は、重症が8例(死亡2例、生命の危険あり6例)で3%であった。心理・行動的問題185例(心理的107例、行動的78例)(69%)でみられ、成長発達の遅れが64例(24%)、外傷が53例(20%)にみられた。問題なしと回答したのは48例(18%)であり、被虐待児の8割が心身に影響を示していることから、十分な対応を必要としている。(表4)

7) 虐待の対象：同胞にも虐待が認められた家族内発生例は、269例中100例(37%)であった。(表5)

8) 虐待の関与者：実母が関与した事例は180例(実母のみ133例、実父母33例、実母と他

14例)で、67%と高率だった。実父の関与は90例(33%)で、総じて実父母が関与した事例は237例(88%)であった。(表6)。

9) 機関が虐待・疑いとして関わった契機：132例(49%)が他機関からの連絡紹介で機関連携の役割が大きいことが確認できた。自機関で職員が気づいた54例(20%)、市民より連絡16例(6%)であった。一方、関係者からの相談は72例(家族や親戚から相談39例、虐待者から相談25例、被虐待児から相談8例)で28%を占め、ホットラインを含め相談しやすい環境の必要性が認識された。(表7)

10) 機関での対応：法的対応および児の保護は44例(16%)に行われていた。調査180例、相談175例、指導153例、見守り101例と比較的多く行われているのに対し、児への治療・ケアは67例(25%)、親への治療・ケアは41例(15%)と低率であった。他機関に紹介されたのは58例(22%)であった。(表8)

11) 転居：転居4例、不明・未回答33例で全体の14%が把握できなかった。死亡は2例だった。元の家庭で養育166例(62%)で、施設入所および一時保護は43例(16%)だった。里親による養育はなかった。(表9)

II. 各機関における児童虐待対策に関する調査

A. 研究目的

和歌山県下の子どもに関わる各機関の児童虐待対策への取り組みの実態を把握する。

B. 研究方法

全国調査に準じ、調査票Iと同時に郵送法で調査した。県下の31種類1840機関を対象とした。

C. 研究結果

1. 調査概要

1) 回収率：前期は634機関(34.5%)、後期は339機関(18.4%)と、ともに低かった。

2) 機関の虐待対策(啓発活動と研修活動)

児童虐待への対策を行っているのは、55機関

で全体の3%であった。啓発活動は34機関が行っていた。取り組み内容については、64%の機関はポスターの掲示やパンフレットを配布する協力活動だった。主体的な活動は36%で、ポスターやパンフレットを作成した機関が2%、研修会等の主催が25%だった。多くの機関は、研修テーマは虐待そのものでなく、子育て支援や子どもの人権、いじめなどの学校問題や親子関係の問題などの中で、関連して虐待問題を取り上げていた。また、32機関が他機関の主催する研修会へ参加を推進していた。研修活動は29機関が行っていた。取り組み内容は、27機関が機関内の職員を対象とした研修会だった。機関内外の職員を対象として研修会を開催しているのは3機関で、児童相談所、保健所、民間団体で、いずれも虐待事例を多く経験している機関であった。この3機関は、他機関の研修会へ講師を派遣しており、先導的である。

3) 事例発生時に備えた対応マニュアル

機関内で作成していたのは、保育所、養護学校、民間援助団体の各1機関であった。

4) 人員配置と受付可能時間

虐待に対応するために職員が配置されているのは、17機関(0.9%)だった。そのうち専任の職員が配置されていたのは、児童相談所1機関だが、非常勤だった。係りの職員の配置があるのは16機関で、保健所は主として保健婦が担当していた。一部の病院、学校、保育園で、それぞれ一部の医師、教諭、主任保育士が担当していた。24時間対応が可能と答えたのは5機関で、民生児童委員、養護施設、病院、助産所だった。実際には夜間や休日の対応が難しい状況が確認された。

5) 機関で取り組んでいる虐待対策

近年の虐待問題への社会的な関心の高まりを反映して、虐待発生の可能性のある家庭に対してや、虐待の早期発見に対しての取り組みは、それぞれの機関に応じた視点で対応が模索され

ていた。また、子育てサークル、地域の育児援助者への支援、交流なども多くの機関で行われていることが報告された。

被虐待児への対応は、児童相談所では、在宅支援の場合、通所や訪問により、プレイセラピーや箱庭療法などの心理的援助がなされつつあるが、施設入所児に対しては、安全の確保にとどまり、十分な心理的援助は今後の課題としている。医療機関では、身体的治療、カウンセリング、保健所での親子教室、自宅訪問などが行われていた。一方、専門機関以外ではほとんど対応はなされておらず、事例を経験した機関の戸惑いや不安に加え、専門機関に対する不満も示された。虐待者への対応や親子関係の修復は、いずれの機関も不十分と自己評価していた。

また、虐待事例の経験がない機関においても虐待問題の重要性について認識がなされ、研修システムを求める回答も多かった。

今後は、子どもに接する機会のあるすべての機関の職員に対して、定期的な研修システムの確立が必要であるとともに、機関や地域の特徴を考慮した取り組みが必要と考える。

III 結語

1. 和歌山県下の31種類1840機関を対象に、家庭内の児童虐待事例と機関の虐待対策について調査を実施し、回収率47%だった。

2. 2000年度319件の虐待事例が報告され、重複を除くと269件で、発生数は17歳未満人口比で1000人あたり1.39だった。虐待を受けた児の年齢は学童が最多で、虐待の種類は養育怠慢・拒否が最多だった。

3. 児童虐待対策を行っている機関は55機関(3%)と少なく、啓発・研修活動を行っていた。専任の職員が配属されているのは1機関のみで、職員の配置や24時間対応が今後の課題である。

表 1

	前期調査			回答有り		回答なし	回収率	虐待件数	後期調査			回答有り		回答なし	回収率	虐待件数
	総数	症例有り	症例無し	症例有り	症例無し	総数			症例有り	症例無し	総数	症例有り	症例無し			
保健所	9	3	6	0	100%	13	9	6	3	0	100%	15				
保健センター	44	7	12	25	43%	14	44	9	11	24	45%	14				
助産院	16	1	3	12	25%	1	15	0	7	8	47%	0				
病院 小児科	30	1	16	13	57%	6	30	4	17	9	70%	9				
救急	60	0	22	38	37%	0	59	1	19	39	34%	1				
脳神経外科	26	0	3	23	12%	0	25	0	4	21	16%	0				
小児外科	3	0	0	3	0%	0	3	0	0	3	0%	0				
産婦人科	22	0	6	16	27%	0	22	0	10	12	45%	0				
精神科	19	0	5	14	28%	0	19	1	3	15	21%	1				
診療所 小児科	156	1	59	96	38%	1	154	1	60	93	40%	1				
救急	25	0	11	14	44%	0	25	1	10	14	44%	1				
脳神経外科	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
小児外科	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
産婦人科	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
精神科	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
精神保健福祉センター	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
情緒障害児短期治療施設	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
学校 小学校	347	8	199	140	60%	12	334	6	175	153	54%	7				
中学校	137	1	90	46	66%	1	143	2	86	55	62%	2				
養護学校	12	3	8	1	92%	6	12	0	10	2	83%	0				
幼稚園	127	0	71	56	56%	0	127	0	68	59	54%	0				
教育相談室	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
認可保育園	232	5	125	102	56%	8	233	6	97	130	44%	8				
認可外保育園	60	1	15	44	27%	1	60	0	14	46	23%	0				
へき地保育園	45	1	17	27	40%	1	45	0	24	21	53%	0				
児童館	119	0	18	101	15%	0	119	0	20	99	17%	0				
放課後児童健全育成施設	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
児童相談所	3	2	0	1	67%	69	3	3	0	0	100%	59				
福祉事務所	30	4	14	12	60%	17	30	5	10	15	50%	8				
婦人相談所	1	1	0	0	100%	2	1	1	0	0	100%	1				
主任児童委員	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
民生・児童委員会長	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
民生委員協議会	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
民生委員・児童委員	224	4	85	135	40%	5	224	10	112	102	54%	11				
詳細不明	0	0	0	0	0%	0	1	1	0	0	100%	1				
市町村福祉担当部局	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
児童家庭支援センター	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
乳児院	1	1	0	0	100%	2	1	1	0	0	100%	1				
養護施設	7	1	1	5	29%	2	7	4	1	0	71%	6				
障害児施設	11	1	6	4	64%	2	11	1	7	3	73%	1				
母子生活支援施設	5	1	3	1	80%	1	5	2	3	0	100%	4				
警察	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
少年センター(警察管轄)	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
市町村少年相談センター	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
人権擁護委員	5	1	4	0	100%	1	5	1	4	0	100%	1				
家庭裁判所	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
児童自立支援施設	1	0	0	1	0%	0	1	0	1	0	100%	0				
弁護士	62	1	6	55	11%	1	62	1	10	51	18%	1				
虐待防止民間援助団体	1	0	0	0	0%	0	1	0	0	0	0%	0				
その他	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0				
計	1840	49	805	985	46%	166	1830	67	786	974	47%	153				

他機関との重複を含む

表 2

【把握時年齢】

年齢	男(人)	女(人)	性別不明	計
0~2歳	19	37	1	57
3~5歳	28	19	3	50
6~11歳	52	45	2	99
12歳以上	26	27	1	54
年齢不明	2	2	5	9
計	127	130	12	269

表 3

【虐待の種類】

身体的虐待	100
養育怠慢・拒否	139
心理的虐待	60
性的虐待	6
類する行為	5

(複数回答あり)

【虐待の種類】

	虐待	疑い
身体的虐待のみ	38	22
養育怠慢・拒否のみ	74	32
心理的虐待のみ	11	14
性的虐待のみ	6	0
身体的虐待, 養育怠慢・拒否	9	8
身体的虐待, 心理的虐待	14	5
養育怠慢・拒否, 心理的虐待	8	4
身体的虐待, 養育怠慢・拒否, 心理的虐待	2	2
虐待に類する行為	1	4
計	163	91

(記載のあったもの)

表 4

【児の状態】	前期・後期
死亡	2
生命の危険あり	6
治療を要する外傷（痕）	11
軽度外傷（痕）	42
心理的問題	107
成長発達の遅れ	64
行動問題	78
問題なし	48
未記入・不明	8

(複数回答あり)

表 8

【機関での対応】	前期・後期
調査	180
相談	175
指導	153
見守り	101
児の治療・ケア	67
親の治療・ケア	41
他機関紹介	58
児の保護	37
法的対応	7
対応不能	4

(複数回答あり)

表 5

【虐待の対象】	前期・後期
児のみを虐待	100
他児にも虐待	100
独り子	37
不明・未回答	32
計	269

表 9

【転帰】	前期・後期
もとの家庭で養育	166
もとの家庭に親戚が同居	4
他方の親・親戚宅	14
入院中	3
一時保護	11
施設入所	32
里親	0
死亡	2
転居	4
不明・未回答	33
計	269

表 6

【主な虐待の関与者】	前期・後期
実母のみ	133
実父のみ	45
実父母	33
継父のみ	18
継母のみ	5
祖父・祖母のみ	3
実母と他	14
実父と他	12
その他	6
計	269

表 7

【機関が虐待を把握した契機】	前期・後期
他機関からの紹介	132
職員が気づく	54
他の家族・親戚から	39
虐待者から相談	25
市民より連絡	16
被虐待児から相談	8
その他	38

(複数回答あり)

児童虐待および対策の実態把握に関する研究

児童虐待地域調査報告(平成12年度総合調査結果)

兵庫県研究報告書

研究者 稲垣由子 甲南女子大学人間科学部教授

研究要旨:児童虐待全国実態調査の一環として、兵庫県下の子どもに関わる福祉、保健、教育、医療、司法の各領域の関係機関に対して、児童虐待及び対策の実態に関する悉皆調査を行った。虐待に関わる26種、5604機関に、平成12年4月—平成13年3月に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに虐待に類する行為の事例の報告を郵送法にて、2期に分け3様の依頼をした。その結果、重複例を含めて1057例が報告された。これは、兵庫県の0～17歳1000人中0.5人であり、児童相談所で把握される事例は、この中の約49%であった。発見の契機は、職員によるものとはほぼ同数で市民よりの連絡が多いこと、児の年齢が低い程、保健所や保健センターで発見される傾向が示された。死亡例の報告もあり、虐待事例の早期発見、早期介入、治療をすみやかに進めていくための連携の重要性と、そのあり方について今後問われてくる。

A. 研究目的

児童虐待に関する諸問題が急増し、虐待対応の体制整備が求められ、平成12年12月には、虐待防止法が施行された。しかしながら、児童虐待には、様々な様態があり、さらに多くの機関が関わっているために全体像の把握は困難である。これまで、他機関の一年間に渡る横断的な実態調査は行われてこなかった。そこで、本研究では、全国の統一調査に参画し、兵庫県下における関係多機関を対象として、全体像と対策・対応の実状を把握することを目的とした。

B. 研究方法

1. 調査対象:兵庫県下(神戸市を含む)における、子どもに関わる以下の機関を対象とした。児童相談所8、福祉事務所36、保健所・保健センター30、児童養護施設

28、情緒障害児短期治療施設 1、児童自立支援施設 2、乳児院 7、母子生活支援施設 9、障害児施設 40、小学校 840、中学校 387、養護学校 41、保育所・保育園 826、幼稚園 782、診療所(4種)1516、病院(6種)579、助産婦101、弁護士381、の26機関、5604件である。

2. 調査の実施:児童虐待実態調査に関する調査票を郵送にて配布した。調査対象事例は平成12年度4月から9月末日までの半年間を前期調査し、前期回答があった機関には後期半年間について、回答がなかった機関については1年間についての回答を要請した。実態調査の配布総数は、5,604件である。前回の調査で、回答が得られた1,815件については、平成12年10月1日から平成13年3月31日の半年間の調査であり、回答が得られ

なかった3,789件に関しては、平成12年4月1日から平成13年3月31日の一年間の調査である。以下の本調査結果は、前期、後期、1年分の3様の調査集計である。

C. 研究結果

1(調査の回収率)

全機関の回収率は33.3%で、児童相談所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設からは、通年で、100%であった。再依頼の保健所、保健センターは、いずれも100%の回収率であった。再依頼の保育所、保育園も、回収率59%(通年49%)と高く、いずれも再依頼の効果と意識のたかまりがうかがわれる。一方、弁護士からの回収率は、再依頼も5%(通年4%)と低い。(表1)

2(該当ケース総数)

前年度明らかになった重複ケースを除くと、1,027件の報告をえた。兵庫県での個人情報保護条例の遵守ということから行政機関での記入が十分になされず、重複例を明確にすることが出来なかったものがある。兵庫県下の0歳から17歳の人口が、1,066,652名であり、虐待の人口あたりの発生頻度は、0.5/1,000と推論される。報告された該当ケース総数は、(1)児童相談所の520件(2)保健所・保健センターの144件(3)福祉事務所の122件(4)児童養護施設の49件(5)保育所・保育園の48件(6)小学校38件の順で多い。(表1)

3(児童虐待事例)

児童虐待該当事例は、疑いのあるものも含めると1027件であった。そのうち虐待であると断定できるものは594件であり、疑いのあるものは295件であった。(表2)

明記された性別は、男子524名、女子460名、であった。(表3)

4(虐待の種類)

虐待の種類は、(1)養育の怠慢・拒否が391件(2)身体的虐待が290件で、以下心理的虐待、身体的虐待+心理的虐待、身体的虐待+養育怠慢/拒否と続いていた。(表4)

5(被虐待児の状態)

被虐待児の状態は、(1)心理的問題が316件(2)行動問題が270件(3)成長・発達の遅れが258件(4)軽度外傷が178件であり、死亡例も7件報告されている。(表5)

6(他児への虐待)

被虐待児以外の兄弟姉妹への虐待は、他児への虐待が457件、児のみを虐待が273件で、一人っ子は、161件であった。(表6)

7(主な虐待者)

主な虐待者は、(1)実母が550件(2)実父が171件(3)実母・実父が104件であった。(表7)

8(契機)

虐待発見に関する契機は、職員によるものが117件で、市民よりの連絡が107件であった。不明が588件あり、発見にいたる契機の把握が出来ていないものが半数以上あった。(表8)

9(機関での対応)

機関での対応は、(1)相談・指導が164件(2)相談・指導を含めた見守りが89件、対応不能は、4件であった。また、100件以上が、4種類以上の対応をしていた。(表9)

10(転帰)

転帰は、(1)元の家族で養育が587件(2)施設入所が162件であった。(表10)

D 考察

報告された該当ケース総数は、前期調査と後期調査と年間調査の3様から1027件を数えた。前期と後期での報告件数は、ほぼ同じ頻度であると言えよう。報告された該当ケース数は、児童

相談所からの報告が半数をしめるが、発見に関する契機は、職員によるものとほぼ同数で市民よりの連絡が多い。また、児の年齢が低い程保健所や保健センターで発見される傾向がみられた。

性別や年齢による虐待の発生件数の差異は、ほとんどみられない。強いて指摘するならば、13歳頃を境に低年齢層に男子、高年齢層に女子が多い傾向がうかがわれる。

被虐待児の状態は、心理的問題が3割強で、行動問題、成長・発達の遅れ、軽度外傷をあわせると7割になり、その多くが表面化していることがわかる。言い換えれば、言葉では表現しなくても何らかのサインは出していると読み取れる。

虐待の種類は、養育の怠慢・拒否が391件と約4割を数えた。また、身体的虐待が290件で、被虐待児の状態にも、軽度外傷が178件報告されたこともこれを裏づける。

主な虐待者は、実母が550件と最も多く、ついで実父の171件、実母・実父の104件である。合計825件であり、これは報告件数の約8割である。実の両親からの虐待が多いことが明らかになった。

通年の虐待による死亡は7件を数え、2ヶ月から3歳8ヶ月の7児であり、5件が2歳未満である。このことから、抵抗力のない乳幼児への更なる介入の必要性がみえてくる。

里親は、全調査を通して1件のみで、乳幼児等への介入の必要性とも合わせて、里親制度の充実が求められよう。

E. 結論

集計結果、重複例を含めて1057例が報告された。これは、兵庫県の0歳から17歳1000人中0.5人であり、児童相談所で把握される事例は、この中の約49%であった。

発見の契機は、職員によるものとほぼ同数で市民からの連絡が多い。児の年齢が低い程、保健所や保健センターで発見される傾向がある。

性別や年齢による虐待の発生件数の差異は、ほとんどみられないが、13歳頃を境に低年齢層に男子、高年齢層に女子が多い傾向がうかがわれる。児の状態から、被虐待児は何らかのサインは出している。虐待の種類は、養育の怠慢・拒否が約4割を数え、主な虐待者は、報告件数の約8割が実の両親である。通年の虐待による死亡は、抵抗力のない乳幼児が大半を占めることから、乳幼児への更なる介入の必要性と里親制度の充実が求められよう。

表1 各機関別回収報告

	機関数	回収率	虐待件数
児童相談所	8	100.0	520
福祉事務所	36	30.6	122
保健所・保健センター	30	71.7	144
児童養護施設	28	46.4	49
情緒障害児短期治療施設	1	100.0	23
児童自立支援施設	2	100.0	8
乳児院	7	46.7	10
母子生活支援施設	9	50.0	4
障害児施設	40	33.8	6
小学校	840	23.6	38
中学校	387	21.6	11
養護学校	41	37.8	2
保育所・保育園	826	49.7	48
幼稚園	782	24.0	22
診療所(小児科)	1073	23.8	8
診療所(脳神経外科)	42	21.4	2
診療所(産婦人科)	299	21.6	0
診療所(精神科)	102	8.9	6
病院(小児科)	123	24.4	7
病院(救急)	169	5.6	1
病院(脳神経外科)	93	13.4	3
病院(小児外科)	9	11.1	2
病院(産婦人科)	103	17.0	1
病院(精神科)	72	11.1	3
助産婦 他	101	12.9	8
弁護士	381	4.0	9
合計	5604	AV:33.3	1057
			重複30含

表2 虐待種類(虐待)

	合計
虐待	594
えいじ殺し	2
虐待 親子心中	1
虐待 他	17
虐待の疑い	295
虐待への移行の恐れ有	49
不明	69
合計	1027

表3 年齢別・性別による発生頻度

	男子	女子	不明	合計	頻度 (%)
0歳	15	12	0	27	2.6
1歳	52	36	1	89	8.7
2歳	31	39	2	72	7.0
3歳	39	38	2	79	7.7
4歳	47	32	5	84	8.2
5歳	39	34	1	74	7.2
6歳	42	23	1	66	6.5
7歳	36	35	0	71	6.9
8歳	31	29	0	60	5.9
9歳	24	20	1	45	4.4
10歳	23	24	0	47	4.6
11歳	37	16	0	53	5.2
12歳	24	11	1	36	3.5
13歳	20	22	0	42	4.1
14歳	23	20	1	44	4.3
15歳	11	23	0	34	3.3
16歳	4	13	0	17	1.7
17歳	3	9	0	12	1.2
18歳	1	1	0	2	0.2
19歳	1	0	0	1	0.1
20歳	0	0	0	0	0.0
26歳	1	0	0	1	0.1

不明	21	23	27	71	6.5
合計	525	460	42	1027	100.0

表4 虐待の種類

	合計
身体的虐待	290
養育怠慢・拒否	391
心理的虐待	84
性的虐待	19
身体的虐待+養育怠慢・拒否	52
身体的虐待+養育怠慢・拒否+心理的虐待	18
身体的虐待+心理的虐待	59
身体的虐待+性的虐待	5
身体的虐待+心理的虐待+性的虐待	1
養育怠慢・拒否+心理的虐待	29
不明	79
合計	1027

表5 児の状態(複数回答可)

	合計
死亡	7
生命の危険有り	33
受療を要す外傷(傷)	76
軽度外傷(傷)	178
心理的問題	316
成長発達遅れの遅れ	258
行動問題	270
問題なし	116
不明	99
合計	1353

表6 他児への虐待

	合計
児のみを虐待	273
他児にも虐待	457
ひとりっ子	161
不明	136
合計	1027

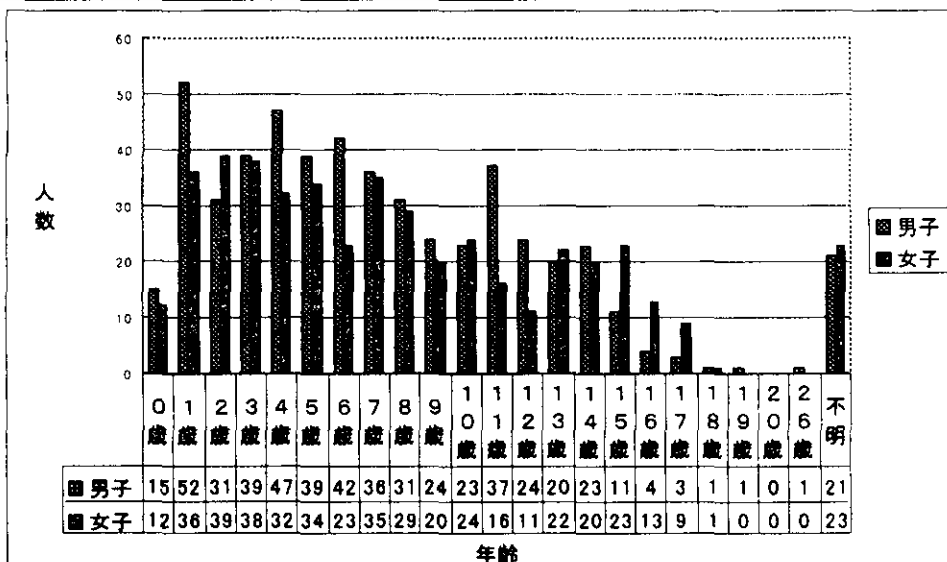


表7 主な虐待者

	合計
実父・実母	104
実父	171
実母	550
継父	50
継母	15
祖父・祖母	11
親戚	5
同居人	11
その他	16
実父＋継母	11
実父＋祖父・祖母	3
実父＋親戚	5
実父＋同居人	2
実父＋他	4
実母＋継父	20
実母＋祖父・祖母	6
実母＋親戚	1
実母＋同居人	3
実母＋他	4
継母＋祖父＋祖母	2
不明	33
合計	1027

表8 契機

	合計
職員が気づく	117
児からの相談	20
虐待者からの相談	82
他の家族・親戚からの相談	72
市民からの連絡	107
その他	41
不明	588
合計	1027

表9 機関での対応

	合計
調査	53
相談	12
相談・指導	164
児の治療・ケア	53
親の治療・ケア	63
他機関紹介(調査)	38
児の保護(調査、児のケア)	54
法的対応(相談、調査)	14
見守り	89
対応不能	4
調査＋相談	17
調査＋指導	7
調査＋児の治療・ケア	8
調査＋親の治療・ケア	10
調査＋他機関紹介	7
相談＋他機関紹介	19
児の治療・ケア＋他機関紹介	3
複合(4以上)	103
不明	309
合計	1027

表10 転居

	合計
元の家族で養育	587
元の家風に親戚が同居	10
他方の親・親戚宅	41
入院中	7
一時保護中	63
施設入所	162
里親	2
死亡	7
転居	28
不明	120
合計	1027

児童虐待および対策の実態把握に関する研究

研究者 小原 敏秀（大分県中津児童相談所 専門心理判定員）

研究要旨：本研究は「児童虐待および対策の実態把握に関する研究」班の依頼により児童虐待の全国実態調査の一環として、中津市周辺地域の福祉、保健、医療、教育、司法の各領域の関係機関の悉皆的調査を行った。中津市周辺では1年間の調査で70例の事例が報告された。

A. 研究目的

本研究では、「児童虐待および対策の実態把握に関する研究」における地域調査班の1つとして中津市周辺地域の福祉、保健、医療、教育、司法の各関係機関の調査を行った。その調査結果を受け、中津市周辺地域の特徴をとらえることを目的とする。

B. 研究方法

調査準備、調査対象、調査の実施は「児童虐待および対策の実態把握に関する研究」に従って行った。

C. 研究結果

1. 事例の概要

1) 報告数

回収率は前期調査が50.4%、後期調査が58.3%であり、後期調査の回収率が幾分か増加していた。その内容としては、保健・福祉行政機関において前期42.1%、後期55.7%、教育機関においては前期64.6%、後期65.1%、司法では前期53.8%、後期46.2%、医療機関では前期40%、後期50%であり、司法以外は回収率が増加している。

事例は70例報告された。37%が児童相談所からの報告であった。保健所、市役所が17%、養護施設が7%、福祉事務所が9%、保育園が14%、民生委員が3%、学校が10%、保健センター、医療機関がそれぞれ1%であった。

2) 重複事例

3桁の郵便番号と出生年月と性別による照合で9例(12.8%)が重複例と推定された。

3) 頻度

報告された事例は虐待46例(65%)、疑い2

1例(30%)、その他3例(4%)であった。0～17歳の人口比は1000人中1.6人と概算された。

4) 事例

身体的虐待を含む例が56%（身体的虐待のみ46%）、ネグレクト39%（ネグレクトのみ30%）、心理的虐待14%（心理的虐待のみ6%）であった。児の状態では死亡、生命の危機ありとされる事例はなく、受療を要する外傷（痕）、軽度外傷（痕）が43%であり、約半数が何らかの外傷を受けている。主な虐待者は実親が88%であり、その内訳は実父が30%、実母が51%、実父母が7%となっている。児の年齢は0歳が11%、1～5歳が52%、うち1、2歳児が27%と乳幼児が多い。きょうだいの中で児のみが虐待の対象となっているのは30%、他児にも虐待が見られるのが60%ときょうだいでの事例把握が多い。51%は援助を受けながら家庭での養育が継続され、施設入所が29%転帰が把握されていない事例が15%であった。

2. 機関間の比較

1) 事例の機関差

児童相談所、市役所、養護施設では疑い例より虐待例が多い。福祉事務所、保育所、学校では虐待例より、疑い例が多い。児童相談所では身体的虐待とネグレクトがほぼ同じ割合だったのに対して、市役所、福祉事務所、保育所、学校では身体的虐待の割合が高い。心理的虐待のみの把握は児童相談所だけであった。児の状態においては、児童相談所では問題なし、不明が69%を占めているが、福祉事務所、保育所、学校では外傷の見られる児童の把握が多く、保育園では成長発達の遅れの把握率が高い。

虐待者においては、市役所において実母の割合が多く、学校では実父の割合が高い。把握時

の年齢では中学校、高校は少数ではあるものの、全ての年代が把握されている。保健所では3歳未満児、市役所、福祉事務所、保育所は就学前児童が多い。

2) 発見契機

発見契機はそれぞれの機関での発見が50%と半数を占めている。他機関からの連絡照会は福祉事務所から連絡を受けている例が17%ともっとも多い。児童相談所では福祉事務所をはじめとして他機関からの通報が多く(86%)、市役所では虐待者からの相談が多い(66%)。福祉事務所、保育所では職員が気付くが多く、学校では職員が気付くと児からの相談のみであった。

3) 機関連携

他機関から連携しているとされている機関は児童相談所と福祉事務所であった。

児童相談所では福祉事務所との連携率が高いとされているが、福祉事務所では児童相談所との連携率はそれほど高くない。保育所と福祉事務所の連携においても同様の連携率の違いが見られた。

4) 各機関の事例になされた主な対応

児童相談所では、事例の77%に調査を、92%に相談を、42%に指導が行われている。児の保護は42%、見守りは19%であった。市役所、福祉事務所では児童相談所と同様に割合に幾分か違いが見られるものの相談、調査、指導の順で対応の割合が高かった。中でも市役所では全ての事例に相談が行われていた。保育所では児童の治療・ケア(60%)が、学校では指導(57%)が高い割合を占めていた。

D. 考察

1) 発生率

報告された事例は重複例を含めて70例であった。対象地域の0～17歳人口比では1000人中1.6人となる。しかし、これは重複例を含む数であるのでここから重複例とされる9例をのぞくと、中津市周辺で把握された社会的介入を必要とする虐待の発生率は1000人中1.4人と推定される。

2) 事例の虐待像

事例の虐待像については児の状態で約半数に外傷が見られていることから身体的虐待を含む

事例が多い。虐待者は実親を含む例がほとんどである。ただし、実父母での虐待が7%と実父、実母それぞれと比較すると割合が低い。被虐待児の約7割が就学前の乳幼児である。他児にも虐待が及んでいる事例は42例と全体の60%を占めているが、そのうち27例は家族での把握となっているので一概にきょうだいのでの把握が多いとは言い切れないと思われる。

約半数が援助を受けながら元の家庭での養育が継続されており、3割が施設入所となっている。

3) 各機関の連携と役割分担について

虐待を発見するのは保育所、学校、市役所など直接子どもや親と関わる機会を多く持つ職種に多い。児童相談所と福祉事務所が他機関との連携率がほぼ同率であること、児童相談所において福祉事務所との連携率が高く、発見契機に多く関わっていることから、福祉事務所が児童相談所への相談窓口の1つとなっていることが伺える。また、児童相談所と連携が取られなかった事例の方が疑い例の割合が高いことから、それぞれの機関で児童相談所と連携をとるか否か判断がなされており、児童相談所との連携率がそれほど高くないといった結果が得られたと考えられる。

役割分担としては、児童相談所、保健所、市役所、福祉事務所などが調査や相談を中心とした役割を担っており、保育所、学校、養護施設など直接子どもと接している機関では子どもの治療・ケアを中心に行っていると考えられる。

調査、相談、子どもの治療・ケアはそれぞれの機関で行われているものの、親への治療・ケアなどに専門的に取り組んでいる機関は少ない。児童相談所、市役所には虐待者本人からの相談も見られることから、虐待者である親との関わりを持つことも可能である。今後、親への対応をどの機関がどのように担っていくかを考えていく必要がある。

E. 結論

今回の調査において、児童虐待の発生率、虐待像、各機関の役割分担など中津市周辺の特徴の概観がとらえられた。

今後、この調査を足がかりに類似地域との比較、虐待像や連携に焦点を絞った調査を行うことにより、より詳しい実態調査を行うことが可能となると思われる。

表1. 発送・回収数

	発送数	前期		後期		
		回収数	回収率	回収数	回収率	
保健・福祉行政機関	保健所	4	2	50.0%	3	75.0%
	市町村保健担当課	18	9	50.0%	10	55.6%
	助産施設	12	5	41.7%	2	16.7%
	福祉事務所	6	4	66.7%	6	100.0%
	町村福祉担当課	14	3	21.4%	9	64.3%
	養護施設	2	1	50.0%	2	100.0%
	障害児施設	2	2	100.0%	2	100.0%
	認可保育所	95	35	36.8%	50	52.6%
	民生委員・児童委員	18	12	66.7%	11	61.1%
	児童厚生施設	11	3	27.3%	6	54.5%
	児童相談所	1	1	100.0%	1	100.0%
	小計	183	77	42.1%	102	55.7%
その他	僻地保育所	4	3	75.0%	4	100.0%
	認可外保育所	17	0	0.0%	5	29.4%
	小計	21	3	14.3%	9	42.9%
教育	小学校	106	75	70.8%	72	67.9%
	中学校	39	26	66.7%	29	74.4%
	養護学校	2	1	50.0%	2	100.0%
	幼稚園(私立)	18	8	44.4%	9	50.0%
	幼稚園(公立)	24	12	50.0%	11	45.8%
	小計	189	122	64.6%	123	65.1%
司法	弁護士	10	4	40.0%	3	30.0%
	人権擁護委員	3	3	100.0%	3	100.0%
	小計	13	7	53.8%	6	46.2%
医療機関	小児科	10	5	50.0%	4	40.0%
	救急	12	2	16.7%	5	41.7%
	脳神経外科	5	3	60.0%	3	60.0%
	小児外科	1	0	0.0%	0	0.0%
	産婦人科	5	2	40.0%	3	60.0%
	精神科	7	4	57.1%	5	71.4%
	小計	40	16	40.0%	20	50.0%
合計	446	225	50.4%	260	58.3%	

表2. 機関別事例報告数及び虐待・疑い事例数

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
虐待	26	1	7	4	1	3	2	2			46
疑い		1	2	1	5	6		4	1	1	21
その他		1				1		1			3

図1. 機関別事例報告数及び虐待・疑い事例数

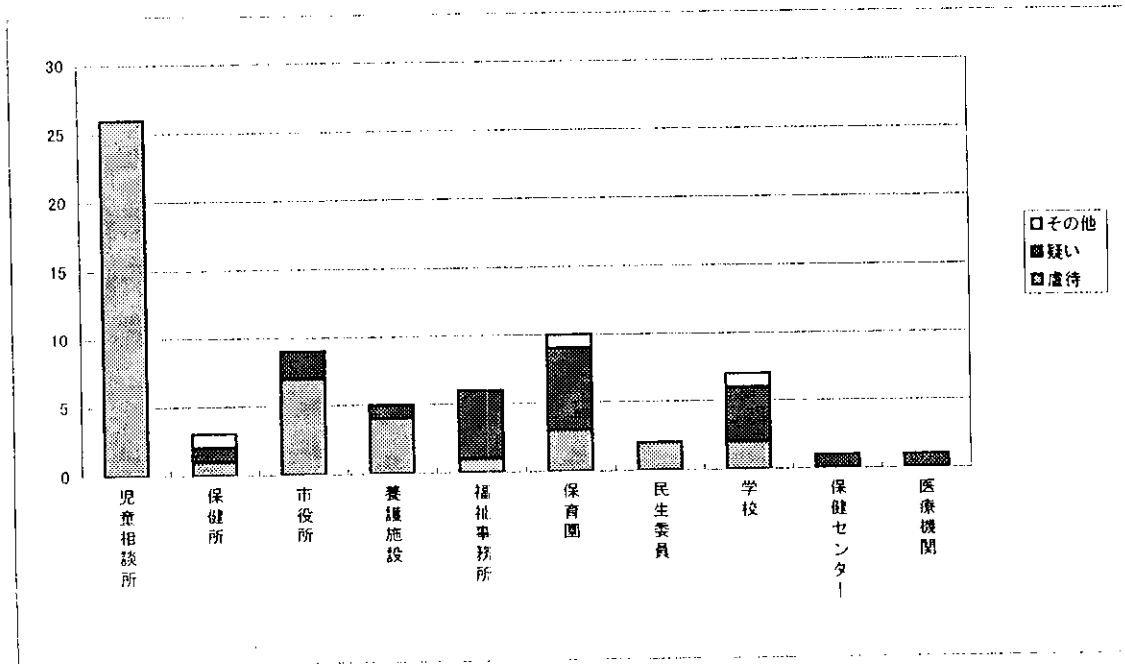


表3. 機関別虐待の種類

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
身体的虐待	10 38%	1 33%	5 56%	1 20%	4 67%	5 50%		5 71%	1 100%	1 100%	32 46%
身体+ネグレクト	1 4%						1 50%				3 4%
身体+心理	1 4%		1 11%			1 10%					3 4%
身体+ネグレクト+心理				1 20%							1 1%
ネグレクト	10 38%	1 33%	2 22%	1 20%		4 40%	1 50%	2 29%			21 30%
心理的虐待	4 15%										4 6%
ネ+心+性				2 40%							2 3%
不明			1 11%								1 1%
未回答		1 33%			2 33%						3 4%
計	26	3	9	5	6	10	2	7	1	1	70

図2. 機関別虐待の種類

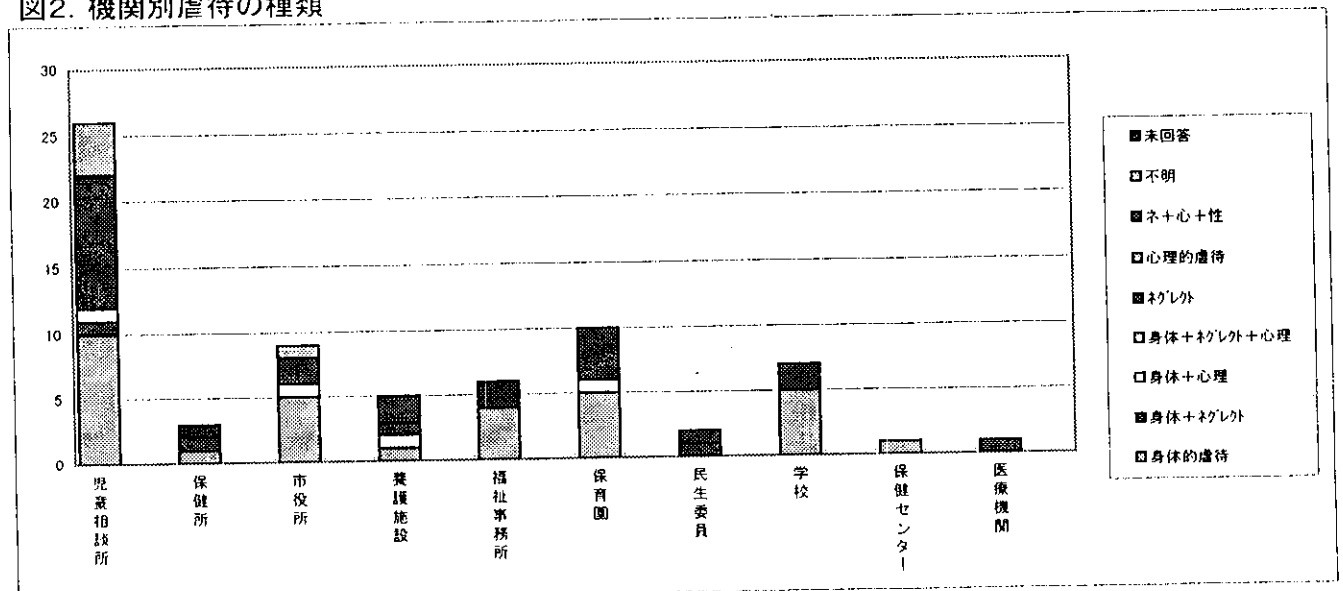


表4. 機関別児の状態

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
受療を要する外傷(痕)			1 11%		1 17%	3 30%		2 29%			7 10%
軽度外傷	2 8%		3 33%		2 33%	4 40%	1 50%	3 43%		1 100%	16 23%
心理的問題			1 11%	1 20%		3 30%	2 100%	4 57%		1 100%	12 17%
成長発達の遅れ	1 4%	1 33%		1 20%	1 17%	4 40%	1 50%	1 14%		1 100%	11 16%
行動問題	5 19%			2 40%		3 30%	1 50%	1 14%			12 17%
問題なし	6 23%	2 67%	3 33%		1 17%						12 17%
不明	12 46%		1 11%						1 100%		14 20%
未回答				2 40%	1 17%	1 10%					4 6%

図3. 機関別児の状態

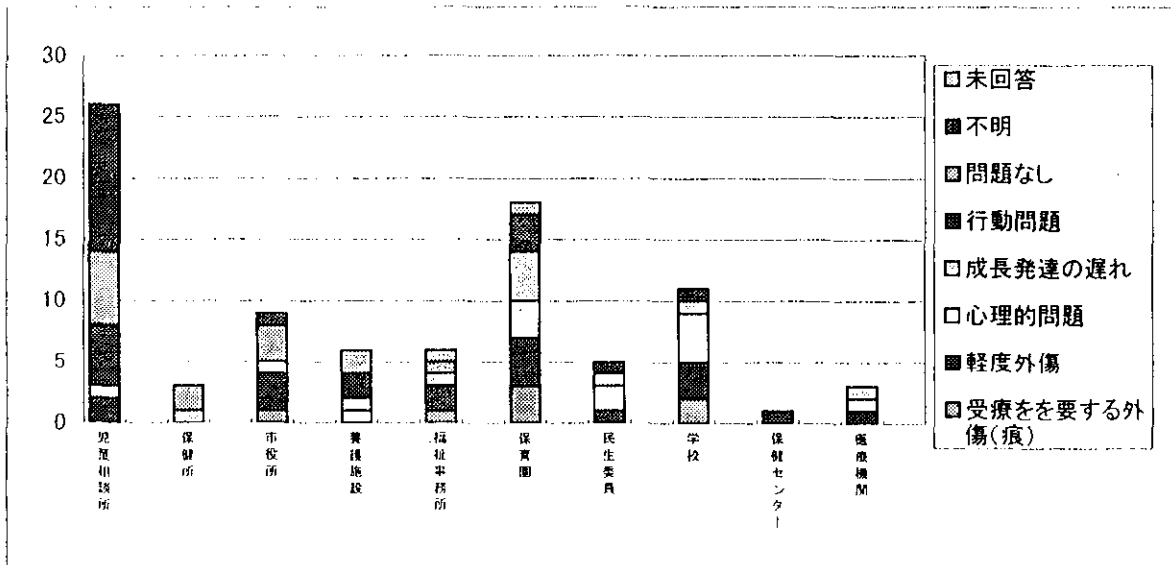


表5. 主な虐待者

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
実父	9 35%		1 11%	2 40%	1 17%	3 30%		4 57%			20 29%
実母	13 50%	3 100%	6 66%	2 40%	4 67%	3 30%		1 14%		1 100%	33 47%
継父			1 11%						1 100%		2 3%
実父・実母	2 8%			1 20%		2 20%					5 7%
実母・継父						1 10%					1 1%
実母・同居人							2 100%				2 3%
実父・継父					1 17%						1 1%
親戚	2 8%										2 3%
同居人								1 14%			1 1%
その他								1 14%			1 1%
未回答			1 11%			1 10%					2 3%

図4. 主な虐待者

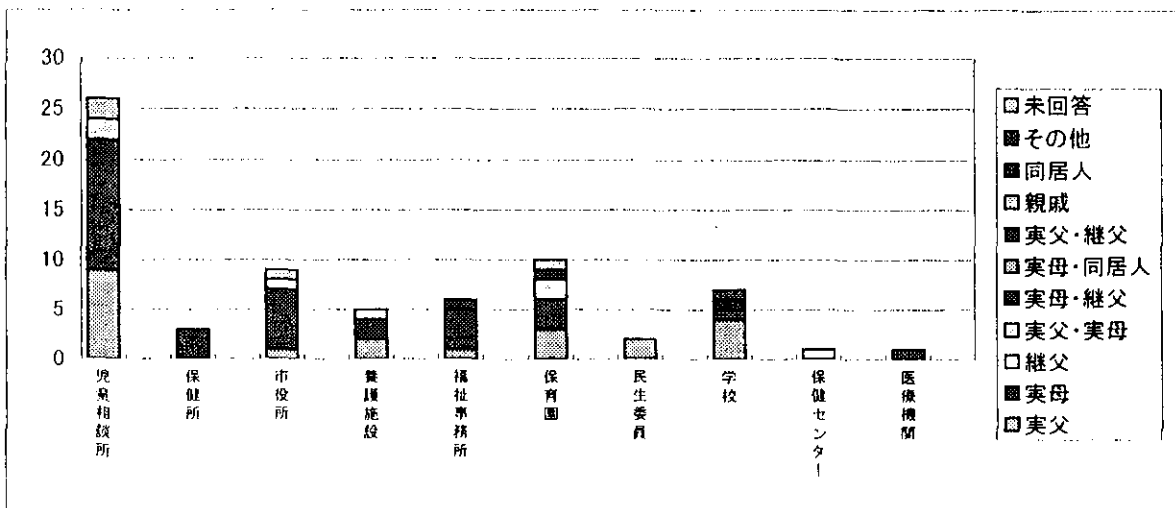


表7. 他児への虐待

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
児のみ	5 19%	1 33%	3 33%	1 20%	4 67%	2 20%	1 50%	3 43%		1 100%	21 30%
他児にも	19 73%	1 33%	5 56%	4 80%	2 33%	7 70%	1 50%	2 29%	1 100%		42 60%
一人っ子	2 8%	1 33%						1 14%			4 6%
その他								1 14%			1 1%
未回答			1 11%			1 10%					2 3%

図6. 他児への虐待

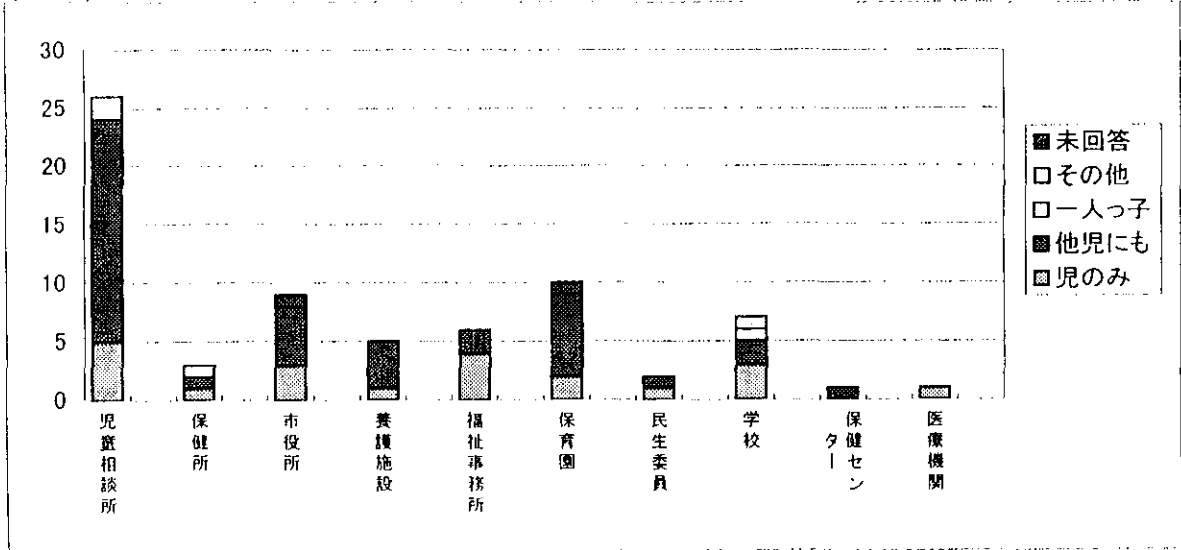


表6. 児の年齢

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
0~3歳未満	8 30%	2 67%	7 78%	1 20%	3 50%	5 50%				1 100%	27 39%
3歳~就学前	7 27%		2 22%	2 40%	1 17%	5 50%	1 50%	3 43%			21 30%
小学校	8 30%			2 40%				3 43%			13 19%
中学校	2 8%						1 50%				3 4%
高校	1 4%										1 1%
未回答		1 33%			2 33%			1 14%	1 100%		5 7%
	26	3	9	5	6	10	2	7	1	1	70

図5. 児の年齢

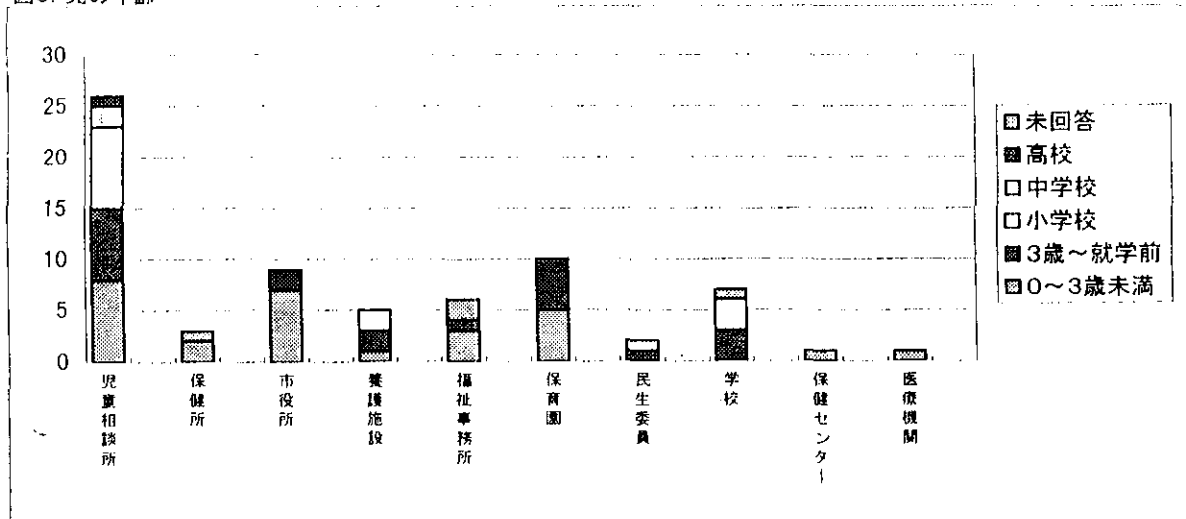


表8. 転帰

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
元の家で養育	15 58%	1 33%	7 77%		5 83%	5 50%	1 50%	2 29%			36 51%
他方の親・親戚宅			1 11%								1 1%
入院中		1 33%									1 1%
一時保護											
施設入所	10 38%	1 33%		5 100%	1 17%			2 29%		1 100%	20 29%
転居	1 4%										1 1%
不明									1 100%		1 1%
未記入			1 11%			5 50%	1 50%	3 43%			10 14%
	26	3	9	5	6	10	2	7	1	1	70

図7. 転帰

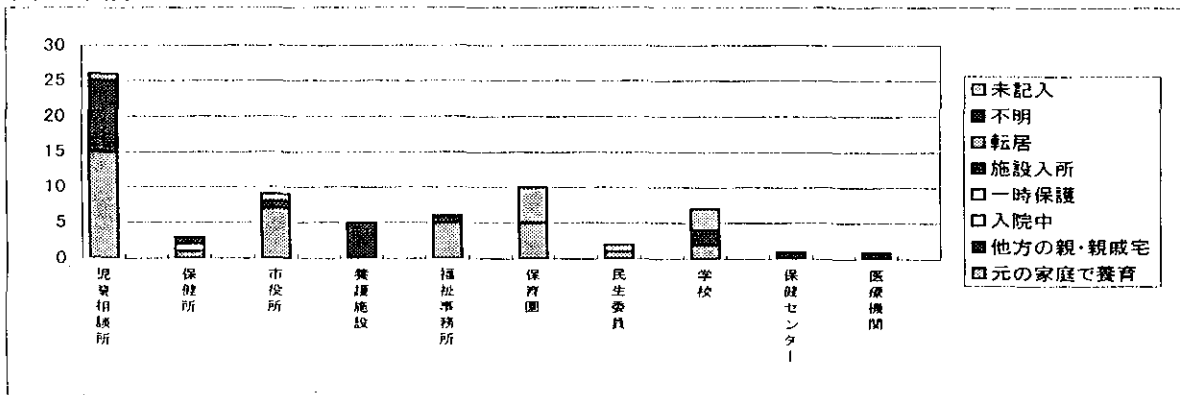


表9. 発見契機

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
職員が気付く					2 33%	8 80%	1 50%	4 57%		1 100%	16 24%
児からの相談								2 29%			2 3%
虐待者からの相談	2 8%		6 66%		1 17%						9 13%
他の家族・親戚から	1 4%		1 11%		1 17%						3 4%
市民より連絡	1 4%		1 11%		1 17%		1 50%				4 6%
保育所	1 4%		1 11%		1 17%						3 4%
福祉事務所	9 35%			1 20%		2 20%					12 17%
児童相談所				4 80%					1 100%		5 7%
民生委員											
警察	1 4%										1 1%
保健センター	7 27%										7 10%
保健所	2 8%										2 3%
障害児施設	1 4%										1 1%
医療機関		2 67%									2 3%
学校	1 4%										1 1%
その他		1 33%						1 14%			2 3%
	26	3	9	5	6	10	2	7	1	1	70

図8. 発見契機

